

すべてのケア労働者の賃上げを求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年6月21日

提出者

福井 竜夫  
吉野 和彦  
大屋 俊弘  
白石 恵子

岩田 浩岳  
池田 一  
福田 正明  
須山 隆

多々納 剛人  
尾村 利成  
五百川 純寿  
大 国 陽介

(別紙)

## すべてのケア労働者の賃上げを求める意見書

2年以上続くコロナ禍のもと、医療・介護・保育・福祉などの現場で働くケア労働者が社会に必要不可欠なエッセンシャルワーカーとされる一方で、その役割に見合った処遇ではないことがマスコミにも取り上げられるようになった。そうしたなか、岸田政権は先の総選挙前に、看護、介護、保育などのケア労働者の処遇改善を図ることを表明し、2022年2月から9月まで、介護・保育などでは月額9000円、看護は月額4000円の処遇改善事業が実施された。

しかし、引き上げ額が低いことに加え、補助金の対象職種・事業が限定的であったことから、抜本的な改善とは言えず、現場で働く労働者には失望感が漂っている。

政府は、10月以降の改善について、診療報酬・介護報酬・公定価格の改定、地方交付税措置による人件費財源の改善によって対応すると一般会計で予算を計上した。しかし、看護では引き続き、対象が限定的であること、引き上げ額が低すぎることなど処遇改善事業での問題点はそのまま残っている。少なくとも、すべてのケア労働者を対象とすること、ケア労働者の全産業平均との格差是正、抜本的な引き上げ、職員配置基準の抜本的な見直しなどとともに、確実に賃上げに結びつく制度へとさらなる充実が不可欠である。

長引くコロナ禍のもと奮闘しているすべてのケア労働者の処遇が改善されるよう、我が国のケアサービスの向上に資するため、必要な措置を講ずることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

- 1 政府は、すべてのケア労働者を対象とした処遇改善事業を実施すること。
- 2 政府は、抜本的な引き上げが実現するよう単価を引き上げること。
- 3 政府は、医療・看護・介護・保育などのケア労働者の職員配置基準を大幅に増員すること。
- 4 政府は、自治体で働くケア労働者の賃上げが確実に実施できるよう地方交付税を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

【令和4年6月21日原案可決】